「廿日市市男性育児休業取得促進奨励金」Q＆A

（2025.04.01）
※状況により適宜内容を更新していきます。

対象事業者

Q１　誰が対象となるのか。

A１　中小企業者や小規模事業者、個人事業者のほか、開業医、医療法人、特定非営利（NPO）法人、社会福祉法人などが対象となります。
　ただし、公益法人など行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外とする場合があります。

Q２　中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは。

A２　次のいずれかに当てはまる事業者です。

業種	中小企業者（次のいずれかを満たすこと）		小規模事業者
	資本金額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業等　その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	１億円以下	100 人以下	５人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	５人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	５人以下

※　医療法人、社会福祉法人：常時使用する従業員の数が 300 人以下
※　特定非営利（NPO）法人等：上記①～④の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業
　員規模以下

Q３　廿日市市内にある事業所の取組について申請したいが、廿日市市外に本店の登記をしている。この場合は対象となるか。

A３　対象となります。次の表を参考にしてください。

＜具体的な対象事業者＞

【法人の場合】

	本社の登記	対象労働者が勤務する事業所の登記	判定
①	市内	市内	対象
②	市内	市外	対象外
③	市外	市内	対象
④	市外	市外	対象外

【個人事業者の場合】

	住民票の登録	対象労働者が勤務する事業所の登記	判定
⑤	市内	市内	対象
⑥	市内	市外	対象外
⑦	市外	市内	対象
⑧	市外	市外	対象外

Ｑ４　複数の法人を経営しているが、補助金は法人ごとに申請できるのか。

Ａ４　法人格が別の場合、法人ごとに申請できます。ただし、対象労働者が複数法人で兼業している場合は、いずれかの１法人でのみ申請が可能です。

Ｑ５　市内に複数の事業所がある場合は、それぞれの事業所において年間支給額の上限まで申請することは可能か。

Ａ５　交付対象を事業者としていることから、同一事業者で市内に複数の事業所がある場合は、全ての事業所における交付額を合算して５０万円／年度まで申請することができます。市外の事業所は対象外です。

Ｑ６　フランチャイズ契約等の店舗は対象となるか。

Ａ６　対象となります。

Ｑ７　雇用する労働者は１０人未満だが、育児休業制度を規定した書類として、何を提出すればよいか。

Ａ７　雇用する労働者が１０名未満の事業所で就業規則の作成・届出をしていない場合は、育児休業制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（周知日が確認できること）が必要です。

＜添付資料の例＞

明文化された書面を労働者へ周知したメールの送信履歴、回覧物、掲示物、配布書類、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知した

ことが分かるもの

対象労働者

Ｑ８　会社の役員は対象となるか。

Ａ８　雇用保険の被被保険者となっている場合は対象となります。

Ｑ９　短時間などの非正規労働者は対象となるか。

Ａ９　雇用保険の被保険者であり、申請する企業等の就業規則等で育児休業が取得できると定められている労働者であれば対象となります。

Q10　市内事業所に勤務している労働者が市外に居住している場合は対象となるか。

A10　対象となります。従業員の居住地は問いません。詳しくは QA3 をご確認ください。

Q11　労働者が第１子の育児休業を取得し、本奨励金を受給した後、同一の労働者が第２子の育児休業を取得した場合は対象となりますか。

A11　対象となります。

対象となる取組

Q12　対象となる育児休業とは

A12　育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業が対象です。育児目的等の特別休暇や年次有給休暇等は対象となりません。

Q13　「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していないが、申請までに登録すればよいか。

A13　申請までに、雇用する労働者の子育てや地域における子育てを応援するため具体的な取組を行う旨の宣言を登録すると、当奨励金の対象となります。
＜宣言の具体例＞「男性労働者が子育て・家事に取り組みやすいよう、○○に取り組みます」「子育てを応援するため、授乳・調乳スペースを店内に確保します」など

Q14　対象となる育児休業取得日数の計算方法は

A14　育児休業中の所定労働日のほか、休日・祝日を含めた取得日数が対象となります。また、分割取得した場合は日数を通算します。
　なお、育児目的休暇などの特別休暇や年次有給休暇は、育児休業取得日数の計算に含めることはできません。

Q15　育児休業中に一時的に就労した場合は対象となるか。

A15　就労した日は対象の育児休業に換算できません。

Q16　通算１ヶ月以上の奨励金を申請する場合、育児休業取得日数の条件は具体的にどのように計算するのか。

A16　育児休業の開始日から起算して１か月後の応当日の前日まで（分割取得の場合は合計 30 日以上(2 月を含む期間は 28 日以上)）の実績があれば、対象となります。

Q17　通算 14 日以上の奨励金申請後に、当初は計画していなかった育児休業を取得し、通算１か月以上となった場合は差額の奨励金を申請できるか。

A17　従業員が取得した同一の子に対する育児休業について既に奨励金を受給している場

合は、対象となりません。

Q18　育児休業を分割取得した場合、職場復帰をした日はどのように考えればよいか。

A18　分割取得した育児休業のうち最後の育児休業が終了し、「職場復帰をした日」をいいます。

Q19　令和６年度の３月から育休を取得し、令和７年度の４月に復帰した場合、対象となるか。

A19　対象となります。「職場復帰をした日」が奨励金の実施年度であれば、対象となります。

例：令和７年３月１７日～４月２０日の間、連続して育児休業を取得した場合

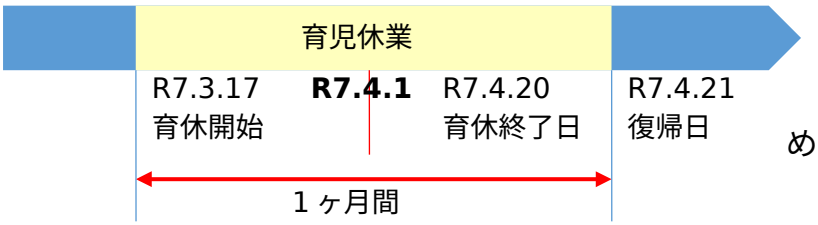

奨励金の実施年度に職場復帰しているため、
対象

申請手続き

Q20　育児休業を分割取得する場合で、１回目で１か月以上取得となった場合は、１回目終了後に申請できるか。

A20　可能です。

Q21　市税の滞納がないことはどのようにして証明すればよいか。

A21　市で市税の納付状況を調査することに同意いただける場合は、申請書の指定の欄にチェックをし提出してください。同意しない場合は、市が発行する市税の「滞納がない証明」（３ヶ月以内に発行したもの）を提出していただく必要があります。

Q22　申請書に押印する印鑑は

A22　代表者印を押印してください。（会社印、屋号の印のみの押印は不可。）

Q23　申請書類等の提出方法は持参のみか

A23　持参または郵送で受け付けます。

その他

Q24　国が実施する両立支援等助成金・出生時両立支援コース助成金（子育てパパ支援助成金）との併給はできますか。

A24 併給可能です。

Q25　申請からどのくらいで入金されるのか。

A25　おおむね１ヶ月となります。